

平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 10 回）議事録

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 17 日（木）18：30～：20：23
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室
- 3 出 席 阿部委員，大坂委員，市川委員，岩館委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，高羽委員，中嶋委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員
※欠席：赤間委員，川村委員，鈴木（清）委員，鈴木（直）委員，諸橋委員
[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，竹中北部発達相談支援センター企画総務係長（所長代理），菅原南部発達相談支援センター成人支援係長（所長代理），矢本精神保健福祉総合センター管理係長（所長代理），伊藤青葉区障害高齢課長，山田宮城総合支所保健福祉課長，阿部宮城野区障害高齢課長，岡崎若林区障害高齢課障害者支援係長（課長代理），福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事
ほか傍聴者 8 名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

会 長 皆さん，おばんです。

第 10 回の施策推進協議会，よろしく願いいたします。3 月 14 日に条例が成立したということで，本当によかったと思います。条例が成立し，それを施行してどのように仙台の中で使いこなすといいますか，生きたものにしていくのかということがこれからのとても大事なことだと思います。障害者差別解消法とともに，仙台市の暮らしやすいまちづくりにつながることを思っています。

さて，そのようなこととともに，障害者保健福祉計画のモニタリングもとても大事なことでございます。今年度の施策推進協議会は，今の時点で 10 回開催しており，すごい回数だと思います。今日も皆さんとともにいろいろと議論していきながら，障害者福祉の視点ではありますが，障害があっても障害がなくても暮らしやすいまち，まちづくり全体にも関わるようなことで取り組んでまいったわけですので，そのような視点でもって，皆さんまたよろしく願いいたします。

以上で挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

（3）議事録署名人指名等

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より高羽委員の指名があり、承諾を得た。

(4) 議 事

- (1) 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例について
- (2) 条例等の施行に向けた取り組み等について
- (3) 障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領について
- (4) 仙台市障害者保健福祉計画に係る平成 27 年度モニタリングについて
 - ① 仙台市障害者保健福祉計画（平成 24 年度から 29 年度）等に係る監視等実施方針の改正について
 - ② 平成 27 年度における障害者団体等へのヒアリング調査に係る報告について
 - ③ 仙台市障害者保健福祉計画に係る平成 27 年度の分析及び評価について
- (5) その他

- (1) 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例について
- (2) 条例等の施行に向けた取り組み等について
- (3) 障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領について

会 長 では、本日の議事につきまして、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開といたします。

それでは、お手元の次第にのっとして進行させていただきます。

まず、4 の議事に入ります。

最初に、(1) 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例について、(2) 条例等の施行に向けた取り組み等について、(3) 障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領について、その 3 件について事務局より続けて説明願います。

事 務 局 皆様、こんばんは。障害企画課の高橋でございます。

(高橋課長) それでは、私から議事の(1)から(3)の条例に関することについて順に説明をさせていただきます。

まず、(1)の条例についてでございますが、資料 1-1 をご覧ください。

委員の皆様には議会に提案をいたしました案文を 2 月初めにお送りしておりますが、今週月曜日の 14 日に、先ほど阿部会長からもお話がございましたとおり、議決を経まして正式に 4 月 1 日に施行するという運びになりました。委員の皆様には 2 年間ご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。改めて感謝を申し上げ

げたいと思います。

答申としていただきました内容につきましては、ほぼ反映できていると考えております。名前については非常に長い名前になってしまったのですが、差別をなくすということ、それから、これから何を指すのかということの両方を入れるということに基づきまして、また、なるべく親しみやすい、わかりやすい名称にということ、少し長くはなりましたがこのような名称になりました。

それから、障害者の施策形成への参画について、最後の協議会でも市川委員からだったと思いますが、努力規定ではなくというご意見を頂戴しまして、答申のほうにもそのように書いたのですが、文案を検討していく過程で、実際にそのような条文にしまうと、全てについて意見を聞かなければならなくなるという、そういったテクニカルな面でどうしても「努める」というような書き方になってしまいました。しかし、姿勢としては積極的に進めていくということで、議会でもそのように答弁をしまりましたので、「努める」とはなっていますが、どんどん進めていきたいと考えております。

続きまして、(2)の条例等の施行に向けた取り組みにつきましては、資料の2-1をご覧くださいと思います。

現在、条例の施行に向けて、相談体制や庁内における対応のための準備を進めているところでございます。1の庁内体制の整備ですが、まず(1)にありますように、庁内の各課に対する研修会を実施しまして、障害者差別解消法と条例の内容についての説明、それから障害当事者による講演、それから、作成を進めております職員対応要領の概要の説明を行いました。

研修の対象者としては、教育委員会や交通局などの企業局も含め、全ての課から係長職以上の職員の出席を求めまして、なおかつ研修の終了後は所属職員に対して研修内容を伝達してくださいということにし、またその実施状況についても報告してもらおうという形で研修を実施いたしました。

それから、4月に実施されます新規採用職員を対象とした研修の中でもプログラムに加えてもらい、実施を予定しておりますほか、来年度の管理監督職員を対象にした研修など、定期的実施をしていきたいと考えております。

それから、(2)に書いてありますが、仙台市の施設の管理運営について、民間法人等に委託して運営する指定管理制度というものがあつたのですが、その指定管理をしている事業者さんを対象とした研修も、来週の24日に実施するというところでございます。

次に、裏面に移りまして相談体制の整備についてでございます。

差別に関する相談の指針となりますマニュアルと研修につきまして、区役所、総合支所の職員、それからウェルポート等の専門相談機関の職員のほか、委託相談支援事業所や就労支援センターの方にも参加をしていただき、検討を行いました。研修につきましては、(2)にありますように2回実施をいたしまして、1回目では大坂副会長から差別解消に係る相談支援のあり方についてご講義をいただきました。

それから、2 回目の研修では、千葉県で広域専門指導員として実際に差別に関する相談支援に携わった方を講師にお招きしまして、グループワークによる研修を行ったところでございます。このほか、相談ダイヤルの開設や条例に関する解説書の作成、啓発用のチラシの作成などを進めているところでございますが、取り組みの経過につきましては、また随時ご報告をしてみたいと思います。

続きまして、議事の（3）の職員対応要領についてでございます。資料 2-1 と 2-2 をご覧いただきたいと思えます。

前回の協議会でもご説明をいたしました。その後、委員の皆様や障害者団体、サービス事業所などからいただいたご意見も参考にし、最終的な案としてまとめたものでございます。前回ご説明をしたものから修正をした部分について、簡単にご説明させていただきます。

まず、資料 2-1 の部分については、これは決まった条例の名称を入れたというところで、内容については特に変更はございません。

それから、資料 2-2 でございますが、2 ページめくっていただいて上の箱書きの事業の委託等のところ。ここは先ほども指定管理者の方に研修を行うというお話をいたしました。委託を受けている事業者さんについても、仙台市の職員対応要領に準じて合理的配慮を行うことについて仕様書に盛り込むということで、その記載例を入れたところでございます。

それから、3 ページ、（2）の正当な理由の判断の視点について、これは市川委員からご意見をいただいたところですが、箇条書きの 2 つ目、正当な理由の判断については組織で行うということを加えました。

それから、4 ページに移りまして、②の環境の整備のところですが、このところは合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や、その関係性が長期にわたる場合についてはその都度配慮するというのではなく、事前に環境の整備に取り組むということについて、前にご説明したものと注意書きのような書き方になっていたのですが、新たに項目を起こして書くということにいたしました。

それから、5 ページ、（2）の過重な負担の考え方のところですが、箇条書きの 1 つ目、合理的な配慮について検討する際はできない理由を考えるのではなく、どうしたら提供できるのか、提供を前堤に考えてくださいということを書きました。さらに、個別の事案ごとに総合的、客観的に判断すること、そして、箇条書きの 2 つ目のところですが、過重な負担に当たるか否かは組織で判断するというところを書き加えました。

それから、7 ページに移ります。6 の情報保障の推進のところでございますが、ここは 1 行目から 6 行目にかけて、情報保障についての説明をより具体的なものいたしました。

それから、8 ページの 7 ですが、ここは案では障害インクルーシブな施策展開という書き方をしておりましたが、わかりにくいということでしたので、資料にある書き方に修正をしたところでございます。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 10 回）

職員対応要領，指針等については，本日ご説明をした 2 つの資料に加えまして，この資料の最後のページの別紙にありますとおり，情報保障等ガイドラインの作成を進めており，今月末までには完成をさせるということにしております。職員対応要領につきましては人事部門のほうで決裁をとり，訓令という形でまとめるというように聞いておりますので，正式にでき上がった場合はホームページ等で公開することになると考えております。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま 4 議事の次第の 1 から 3 まで事務局から説明いただきました。では，特に（2）の条例等の施行に向けた取り組みなどに関し，皆様からご意見やご質問，ご確認等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（意見等なし）

ただいま事務局から説明があったということで，その内容についてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは，次第の（1），（2），（3）については一応ここまでとさせていただきます，議事を進ませていただきます。

(4) 仙台市障害者保健福祉計画に係る平成 27 年度モニタリングについて

- ① 仙台市障害者保健福祉計画（平成 24 年度から 29 年度）等に係る監視等実施方針の改正について
- ② 平成 27 年度における障害者団体等へのヒアリング調査に係る報告について
- ③ 仙台市障害者保健福祉計画に係る平成 27 年度の分析及び評価について

会 長 次に，（4）でございます。仙台市障害者保健福祉計画に係る平成 27 年度モニタリングについてに移ります。

それでは，①仙台市障害者保健福祉計画（平成 24 年度から 29 年度）等に係る監視等実施方針の改正について，②平成 27 年度における障害者団体等へのヒアリング調査に係る報告について，③仙台市障害者保健福祉計画に係る平成 27 年度の分析及び評価について，3 つ続けて事務局から説明願います。

事 務 局 それでは，初めに①の監視等実施方針の改正でございますが，資料 3-1 をご覧ください。（高橋課長）

この実施方針につきましては，前回の協議会でご承認いただいたものですが，条例の見直しの規定について，この協議会でもたくさんご意見をいただきましたし，また，議会においても様々ご議論いただいたところ です。障害者施策推進協議会で条例の運用状況について評価，検証を行っていくということについて，実施方針に明示し，条例に関する協議会の果たす役割というものをきちんと位置づけておきたいと考えております。

そのため，第 3 のところの 1 から 3 までの各項目に，条例について監視や調査な

どを行うということを明記しました。

それから、2 の調査のところに、調査を行う相手方に有識者というものを付け加えまして、条例のあり方についてご議論いただいた臨時委員の方々、臨時委員の方々の任期は終了しているのですが、関わってくださった方々にも意見を求められるようにしたところでございます。

実施方針については以上でございます。

それから、続きまして計画のモニタリングについてご説明いたします。②と③についてまとめてご説明したいと思います。資料 3-2 をご覧ください。

表題につきましては、平成 27 年度モニタリングと書いてありますが、実際は平成 26 年度に実施をしました事業についてのモニタリングになります。本来であればもっと早い時期にしなければならないのですが、条例の検討のほうを優先して進めさせていただきましたので、今の時期になっており大変申しわけないのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

表紙を開いていただいて 1 ページ、大きな項目の 1 のところには、モニタリングの趣旨、それから計画の体系図を載せております。それから、2 ページ以降について、大きな項目の 2 のところでは、障害のある方を取り巻く現状について、26 年度までのデータを掲載をしております。これらのデータにつきましては、昨年度策定した障害福祉計画にも掲載をしている内容でございますので、説明は割愛したいと思います。

それから、5 ページに移りまして、大きな項目の 3 では、評価の方法についての説明をしております。2 番目、評価の方法でございますが、ここについては前回協議会で定めた実施方針に基づきまして、1 つは平成 26 年度の事業 163 事業の実績についての分析及び評価、そして 2 つ目として障害者団体等へのヒアリング調査を行ったということでございます。

障害者団体等へのヒアリングにつきましては、委員の皆様にご協力をいただき、2 月 15 日から 26 日にかけて、表にお示しのとおり実施をしたところでございます。まず一番上のココリスの会には、市川委員に行っていただきました。それから、2 つ目の在宅の ALS 患者の方のところには、赤間委員に行っていただきました。それから、コルジャ仙台というブラインドサッカーのチームには、中村晴美委員に行っていただきました。それから、4 つ目のところの新たな難病指定を受けたカーニー複合の当事者の方については、鈴木清隆委員に行っていただいたところです。それから、その下のバトミントンの団体、仙台ホデナズは坂井委員と白井委員に行っていただきました。そして、6 つ目、なのはな会が運営する施設に通っている発達に不安や心配のある未就学児の親御さんについては、阿部会長と佐々木委員に行っていただきました。そして、7 番目、仙台スピーカーズビューローについては、黒瀧委員と中村祥子委員に行っていただきました。そして、8 番目、新たに難病指定された筋ジストロフィー患者の方については、鈴木直子委員に行っていただきました。そして、もう 1 人の在宅の ALS 患者の方については、中村晴美委員と目黒委

員に行っていただいたところでございます。

次に 6 ページ、大きな項目の 4 番、26 年度事業実績の分析及び評価でございます。昨年度、第 3 期障害福祉計画の中間評価を障害者保健福祉計画も含めてまとめましたが、そこに 26 年度の新たな取り組みや注目すべき動きなどを加えて分析評価するような形でまとめました。全事業の実績については、前回の協議会のときに皆様にお渡しをしたところでございます。各項目において、26 年度に新たに取組んだことや、注目する事業などについてご説明をしてみたいと思います。

まず、基本方針 1 の自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進、(1) の市民理解と相互交流の促進でございますが、ここでは難病に関する新たな事業を 26 年度から実施しておりますので、そのことについて、当事者による市民向けの講演会や相談支援事業所従事者向けの研修会を実施したことを書いております。実績については講演会の人数を掲載したところでございます。

それから、(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進については、障害を理由とする差別を解消するための条例のあり方について検討するに当たり、様々な事業を実施いたしましたので、そのことについて取り上げたところでございます。

それから、次の 7 ページのところはその分析評価ということで、条例の検討を通じて障害理解の促進を図る機会を拡大されたという内容の評価を記載したところでございます。

それから、次に基本方針 2 の生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実についてでございます。

まず、相談支援体制の強化でございます。平成 27 年度から各区で自立支援協議会を設置してきているところですが、26 年度はそれに向けた検討を行いましたので、そのことについて記載しました。

それから、(2) 障害児に対する支援の充実というところでは、平成 26 年度から新たに小児慢性特定疾病自立支援員の配置ということで、これは児童福祉法の改正で必ず配置することになったそうなのですが、東北大学と県と市の三者で協力し、支援を行う人を配置したというところでございます。

それから、障害特性等に対応した支援の充実としては、これもヒアリングの中でも出てきていたと思うのですが、医療的ケアに対応できるショートステイの場が非常に数が限られていますので、26 年度から様々調査や検討を開始しているところでございます。

それから、10 ページに移りまして、分析評価のところでは、その医療的ケアの必要な方への支援体制の整備が非常に課題だということを書いています。

それから、11 ページに移ります。基本方針 3、誰もが安心して地域で生活できる環境の整備でございますが、この中では支援者向けの行動障害に関する研修の実施ということを行っております。

それから、(2) 点字ブロックの敷設、ノンステップバスの増台については、これまでも継続して取り組んでいるところでございますが、地下鉄東西線の開業に合

わせて、阿部会長も参加されていたと思うのですが、障害のある方の意見を聞きながら、非常にバリアフリーに配慮された、車椅子でもひとりで乗り降りできるような施設の整備を進めたということについて書いております。

それから、12 ページに移りまして、震災を踏まえた災害対応の強化ということで、各区の障害福祉センターに自家発電装置、それから防災備蓄倉庫の設置を行い、福祉避難所が開設される際の機能強化を図ってまいりました。それについて 26 年度は若林で行い、27 年度のことも申し上げますと、今年は泉にも同じように整備をし、これで障害福祉センターには一通り自家発電装置と備蓄倉庫の整備が完了したというところでございます。

それから、昨年度は国連防災世界会議がございまして、その中でも障害がある人たちの参画ということが非常に大きく取り上げられましたが、専門ボランティアさんも参加されたということを書いております。

分析及び評価については、障害福祉センターへの拠点機能の整備や災害時要援護者の情報登録制度の周知の取り組みが進められているのですが、地域差や、取り組みがなかなか進んでいないようなところもあるので、今後も課題だということを書いたところでございます。

それから、基本方針 4 の就労や社会参加による生きがいづくりのところでございますが、ここは主に就労支援を行っている事業所の職員を対象に、製品について売れる製品をつくるにはどうしたらいいのかという観点での研修会や相談会を 26 年度に行いましたので、その取り組みをまとめております。それから、障害者就労支援施設からの物品の調達方針に基づいての実績についても、25 年度から上回るような実績があったことを書いております。

それから、15 ページ、就労支援ではご本人さんたちの支援もとても大切なのですが、それと並行して製品力の向上への支援も非常に大事だという観点で、分析評価をしているところでございます。

それから、基本方針 5、サービスの充実と質の向上、(1) サービスを選択できる環境の整備というところについてでございます。先ほど医療的ケアが必要な方のショートステイの話をしました。グループホームについてもモデル事業という形で昨年度から進めているところでございます。それから、事業所に対する実地指導、監査についても実施しているところでございます。

26 年度の主要な事業についてのご紹介は以上でございます。

続きまして、17 ページからが 2 月に実施しました障害者団体等へのヒアリングの概要でございます。

まず、精神障害当事者ということで、仙台スピーカーズビューローの 6 名の方にご協力をいただき、ヒアリングを実施いたしました。

いただいたご意見等を順にご紹介いたしますと、地域生活の中では、スピーカーズビューローの活動を通して、何かに対する目的意識を持つことで非常に生きがいを感じられるようになったということや、一方で、精神障害者特有の気分の変動が

あるということを福祉関係者にすら理解してもらえないということがあり、支援者の方に対する障害理解ということも非常に求められているというご意見がございました。それから、そのスピーカーズビューローのメンバーと関わることを通じて、自分はここに存在してもいいんだ、自分にもできることがあるんだと感じられるようになったというご意見もございました。

それから、保健・福祉・医療のところでございますが、何らかの制度につながっている人は誰かしらと関わりができていいのだが、つながらない人は孤立してしまうので、そのような人に対する支援が必要なのではないかとことや、周りからひとりで何でもできそうだと見られてしまうので、その面で少しつらいところがあるといったお話もございました。

それから、震災のときのお話も聞いたのですが、薬の備蓄には余裕があったが、不安から発作が起きて大変だったということや、テレビ番組で病院情報や疾患に関する情報も流せればよかったというご意見もございました。

この中で主な課題としては、精神障害に対する理解・啓発の一層の促進が必要なことや、精神障害者のエンパワメントにつながるような当事者による発信活動を一層普及していくことの必要性、それから、雇用の場における精神障害の特性を踏まえた環境調整等に係る支援の充実を図っていくことが必要であること、それから、精神障害者に対する災害時における支援体制の構築が必要だといったご意見が得られました。

それから、在宅重度障害者の方としては、ALS の患者さん 2 名のご自宅をそれぞれ訪問をさせていただき、ヒアリングを実施しました。

A さん、B さんとありますが、お一人の方からは介護をしてくれる協力者が妻以外に身近にいないので、妻が大丈夫かなというような不安であったり、いざ何かあったときにどうしたらいいのかといったお話がありました。

もう 1 人の方からは、意思疎通手段について、今は口文字だが十分に意思疎通できていないというお話や、共通していることかもしれないですが、ALS は病状が進行していくことで、意思疎通の手段が徐々に限られてくるといった、切実な不安に関するお話もお聞きしたところでございます。

それから、社会参加についてはお二人ともいろいろな会の活動などで、月に 2、3 回、または週 1 回位ずつ外出をされているというお話がありましたが、その際の介助や移動支援に関して、もっと充実が必要ではないかといったお話がございました。

それから、保健・福祉・医療といったところでは、お二人とも重度訪問介護をご利用なさっているのですが、なかなかそれを引き受けてくれる事業者さんを見つけるのが難しいといったことや、信頼できるヘルパーさんや支援員の方を見つけることもなかなか難しいというお話がございました。

20 ページに移りまして、権利擁護については、相談やサービス事業者さんと交渉する中で、健常者の尺度で物事を進めようとしたり、障害者なんだから諦めて当

然というように、実際に言葉にはされていなかったとしても、そのようなことを感じるがあるので、そのように思わないでほしいというお話がありました。

それから、震災のときのことですが、やはり発電機や非常用バッテリーが必要なので、そのような支援が不可欠であり、命に直結するというお話がございました。それから、震災時においてもやはりケアが継続して必要なので、重度訪問介護や医療的なケアを提供してくれる事業者さんを確保していくことが必要だというお話がございました。

ここから見えてきた主な課題としては、障害の状態や症状の進行等に応じたきめ細かな支援の充実、障害者のあらゆる生活の基盤となる意思疎通支援の一層の充実、それから、生命維持等に不可欠な機器の電源確保等を含めた災害時における支援体制の構築が必要といったことが見えてきました。それから、21 ページの上のところ、家族等の介護負担の軽減も大事な視点であると思います。

次に、重症心身障害児者ということで、北部アーチルで活動をされている重症心身障害児のお母さんたちの会、ココリスの会からお話を伺ったものです。

地域生活のところでは、地域の子供会に関わるのがなく、地域との交流がないことや、障害児がここにいるということを知っている人は少ないのではないかというお話がございましたほか、学校に入られている方も何人かおいでになったのですが、通学が大変だというお話がありました。近くの学校に通えればいいのだけでも、なかなか体制やケアなどの面で難しいことがあったり、学校に入るときの選択肢をもっと増やしてほしいというご意見をいただきました。

それから、社会参加のところでは、ここでもやはり医療的ケアの必要な子どもが通えるところが少ないというお話や、生活介護の施設がないわけではないのだが、そこで働いている職員に経験が浅い人もいて不安ですというお話もございました。

それから、保健・福祉・医療については、現在の仕組みでは年齢等に応じて自分でサービスを探さないといけないが、子どもの状態にサービスを合わせてほしい、今の状態だとサービスに人が合わせているようなことになっているので、そうではないようにしてほしいというご意見がありました。

それから、22 ページ、重度重複障害がある子どもを診ることができる内科の先生が少ないことや、医療的ケア対応のショートステイ施設がほとんどないといったお話がありました。また、親が体調を崩したときにお世話をしてくれるところを確保するのがなかなか大変だというお話がありました。

それから、権利擁護に関しては、トイレのお話として、外出されたときに対応できるトイレを見つけるのが難しいという話がありました。

それから、震災については、電源のあるところが必要だというお話や、それから、安心して過ごせる避難所が必要だというお話をいただきました。

見えてきた主な課題としては、教育環境の充実ということ、それから医療的ケアが必要な障害者が利用しやすい日中活動の場やショートステイなど、障害福祉サービス事業所等の整備、それから生命維持等に不可欠な機器の電源確保等を含めた災

害時における支援体制の構築ということが挙げられます。

次に、発達に不安のある未就学児ということで、なかよし学園とあおぞらホームに通う発達に不安や心配のある未就学児のお母さん方にヒアリングを実施しました。

地域生活の中では、お母さん自身働きたいと思っても、現在の環境ではなかなか働くことがかなわないということです。それから、今後幼稚園、学校と上がっていくときに、何が子どもにとって必要なのか、何を選んでいったらいいのかというところがなかなか難しいというご意見がありました。

それから、社会参加に関することでは、買い物がなかなか大変だといったようなお話がございました。公共交通機関の利用は子どもがパニックになるかもしれないのでなかなか難しいというお話や、病院での待ち時間についてのお話がありました。

それから、保健・福祉・医療については、仙台市自閉症相談センターでは計画相談を別の事業所にもきちんと伝えてくれるので、非常に助かっているというお話がありました。ここでも内科や歯医者選びが大変なことや、自閉症に関して理解がある先生が近くにいると助かるというお話がありました。そのほか、義務教育として、通学に関わる送迎のサービスが欲しいといったご意見もございました。

24 ページに移りまして、見えてきた主な課題としては、障害児と保護者が利用しやすい身近な場所での相談体制の整備が必要だということ、それから、教育環境等の充実の必要性、緊急時の対応を含めた障害児の家族支援等の充実の必要性、障害児への理解に関する保育所や医療機関等に対する一層の啓発の必要性があげられます。

次に、新たに難病指定された当事者の方でございます。ここではカーニー複合という病気の方と筋ジストロフィーの方、それぞれご自宅を訪問してヒアリングを実施いたしました。

まず、カーニー複合の方については、その病気だとわかるまで非常に長く時間がかかって、わかったとき非常にうれしかったというお話がございました。仕事は今はいなくて、月の半分ぐらいは病院に通わなければいけないような状況であることや、地域生活の中では挨拶をしたり、お弁当や牛乳、生協の配達を手渡しで受け取ることで、地域の人との顔の見える関係をつくりながら、もし何かあったときにわかってもらえるように工夫をしているというお話がありました。

それから、筋ジストロフィーの方でございますが、パソコンを使ってお仕事をしたり、いろいろと情報を得ているというお話や、通院がなかなか大変というお話がありました。

25 ページに移りまして、社会参加についてですが、カーニー複合の方は歩くときに両手がふさがるのが不便とを感じるが、不自由だとは思わないというお話がありました。それから、患者会に入ったときに非常に居心地がよかったという話をうかがいました。

それから、筋ジストロフィーの方は、最近では外出する機会がなくなってきていて、特に呼吸器をつけるようになってからは、そのような人との交流やお出かけをする機会がなくなってきているという話がありました。

保健・福祉・医療については、カーニー複合の方は病院ではたくさんの診療科にまたがっているのです、いざ何か起こったときにどこに行けばいいのかわからないという話がありました。それから、今回難病指定されたことで、治療費の負担が増えることの不安はなくなってよかったというご意見もありました。

それから、筋ジストロフィーの方です。この方は往診を受けておられるのですが、歯医者にもそのようなものがあるといいというお話や、やはり難病指定になったことで医療費の支払い額が減ったことがよかったというお話がありました。

26 ページに移りまして権利擁護のところ、カーニー複合の方についてですが、この方は何の病気かわからなかったということもあってだと思のですが、家庭内での病気の話はタブーで、家族関係にも非常に影響があったというお話や、難病を理解してほしいという気持ちはあるけれども、遺伝による病気だとか、そういったことがある場合、なかなか伝えるのが難しいというお話がありました。

それから、筋ジストロフィーの方からは、映画館の場合、車椅子の席が最前列に置かれるので、画面に近過ぎて見づらいというお話がありました。

それから、震災のときは、病院が閉まって薬をもらえなくて不安だったという話をうかがいました。

見えてきた主な課題としては、新規の難病患者も安心して利用できる相談機関や医療機関を充実させていくことや、医療的ケアが必要な障害者が利用しやすいショートステイなど、障害福祉サービス事業所等の整備の必要性が課題として見えてきました。

それから、最後は障害者スポーツ団体ということで、ブラインドサッカーをしているコルジャ仙台というグループと、障害の垣根なくバドミントンに取り組む仙台ホテナズというところですか。仙台ホテナズは身体障害の方も知的障害の方もいらっしゃいますし、障害のない方も幅広く参加をしているグループです。また、競技のレベルが非常に高い人たちがたくさん入っているグループです。

地域生活について、まずブラインドサッカーの方からは、家族など、気を使わない関係だからこそ起こり得る配慮不足についてのお話がありました。例えば、あれこれそれといったような指示語で物の場所を説明されたりだとか、ジェスチャーで示されたりするので困りますというお話がありました。それから、中途視覚障害の方からは、その方が見えていたときの感覚で話をされたりするので、それも困るんですというお話がありました。

次のページに移りまして、書類を書くことが困難なので両親に頼むのですが、両親もだんだん年をとってきているので、今後のことが少し不安だというお話がありました。

次にバドミントンですが、週3回ぐらい練習をしているというお話や、スーパ

一の精算かごに取っ手が付いていないことが多くなっていて、それで少し困るというお話がありました。

社会参加に関することでは、ブラインドサッカーをやっている途中で視覚障害を負った方からは、仕事をしておられてやめることも考えたが、訓練をして職場に復帰したというお話がございました。いろいろな便利な機械などを使うことによって、仕事ができるというお話もございました。

それから、ブラインドサッカーは自分たちの楽しみだけではなく、ブラインドサッカーは健常の方もアイマスクをしてプレーができるので、この方たちは小学生と一緒にプレーをするなどといった啓発活動も積極的に行われていて、それ自体が皆さんとのコミュニケーションの場、障害理解の場になっているんですというお話がありました。

バドミントンに参加されている方からは、障害を負った後、引きこもりで半分鬱状態だったけれども、この仙台ホテナズに出会って社会復帰できるようになったというお話や、人に非常に恵まれていて、何か提案するとみんなでやろうと賛同してくれるのがいいというお話がございました。それから、健常者と同じ一般の部の試合に出場していて、バドミントンにおいてはお互いに手抜きをしないというお話もありました。

それから、28 ページに移りまして、ボールを使用できる施設がほとんどなくて、練習場の確保が難しいというお話や、スロープの前に段差があるなど、なかなかバリアフリーとは言えない環境がありますというお話がありました。

それから、保健・福祉・医療についてですが、ブラインドサッカーの方からは、仙台市は点字ブロックもたくさんあるし、音声案内式トイレも設置されているので、ほかの市町村と比べると充実していると感じるといううれしいお話もいただきました。

それから、スポーツ用の義足は結構な高額のものなんだそうですが、補装具費の支給の対象にはなりませんので、制度が追いついていないというお話もありました。

それから、権利擁護に関することについては、点字ブロックの上に人が立っていたり物が置いてあったりすることが多いのですが、マナーを育む教育を行えば、より外出がしやすくなるのではないかというご意見がありました。それから、これは「ああ」と思ったのですが、ハイブリッド自動車は非常に音が静かで、視覚障害の方は車がそばにいるのがわからないので、運転する際のガイドラインのようなものも必要なのではないかというお話がありました。小学生へのブラインドサッカーの普及活動を通して、児童や生徒の障害理解促進につなげることができたというお話もありました。

それから、バドミントンの方たちは余り差別を感じたことはないということではあったのですが、義手をつけているので気づかれないことも多いというお話もありました。

最後のページに移りまして、震災についてのご意見です。災害が起きても簡単な声がけやちょっとした手助けをしてくれる人がいれば、何とかなるのではないかと思っていて、人間関係の構築が大切というご意見をいただきました。それから、車椅子の人たちは避難所でスペースがなくて苦労していたというお話がありました。

ここでは、障害者のエンパワメントにつながるスポーツ活動の一層の普及や、障害の種別や有無に関わらずに参加できるスポーツ活動の機会の充実が必要だった課題が見えてきたところでございます。

以上でヒアリングの概要をご紹介したのですが、ぜひ直接お話を聞いてきてくださった委員の皆様からお話しいただければと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より（４）の①から③について説明がありました。最初に①の部分についてです。仙台市障害者保健福祉計画（平成 24 年度から 29 年度）等に係る監視等実施方針について、条例のモニタリングなどについての記載が以前のものにはなかったの、ここに書き込むということ。また、そのときの調査に、例えば臨時委員の方も関われるように、ここに「有識者」という言葉を加えるということ。それから、具体的に「条例に基づく事業や相談の実施状況など」ということ等を加えるということです。この実施方針案の改正について、まず皆様からご意見をいただきたいと思います。3の1のオのところと、それから網かけになっているところ。調査に臨時委員の方も参加できるような文言も加えましたということです。いかがでしょうか。このように改正するというのでよろしいでしょうか。

（異論なし）

ありがとうございます。

それでは、①についてはお手元の資料の3-1のとおり改正することといたします。ありがとうございます。

次に、先ほど②平成 27 年度における障害者団体等へのヒアリング調査に係る報告について、事務局から説明がありましたが、各ヒアリング調査にご参加いただいた委員の皆様から、お一人1分から2分程度を目安に、感想や補足説明などございましたらいただきたいと思います。先ほどの説明の順番からということになりますと、2月15日に実施されました重症心身障害児者、ココリスの会への調査についてということで、このとき参加されました市川委員、いかがでしょうか。お願いします。

市 川 委 員 共生福祉会の市川でございます。私はココリスの会という保護者の団体の方々へのヒアリングに参加させていただきました。就学前の重症心身障害児の実態というものを私もよく知らなかったのですが、7人のお母様方とお話しさせていただき、皆さんからのお話を聞いて、幼い頃からそういった障害のあるお子さんを持ち、や

はり将来に対し非常に不安をお持ちになられているということなどをひしひしと感じましたし、お話しいただいたことを聞いていると今こういうことで困っていて、将来を考えるとこういうことがあってほしいという訴えがあり、つまり委員としての私なり、立ち会った市の職員さんへ非常に期待感を持たれているのではないかと感じました。せっかく話を聞いてくれる場を設けてくれて、そこで話をしたのだから、それを何とかしてくれるのではないかと、してほしいという気持ちが非常に強く感じました。これは全般的なことに関係するのですが、やはり出された意見についてある程度フィードバックしていくといいますが、これは今ここまで来ているとか、これはこのように実現したとか、そのようなことを適宜発信していく、お知らせするというのもやはり非常に大事ではないかと思えます。

すぐに全てのことをできるわけではないのですし、それはそれなりに期間はかかるし予算もかかることもたくさんあると思うのですが、聞きっ放しにしないというところがないと、このようなモニタリングをしても意味がないことになってしまうので、それはぜひそのようにありたいと思いました。それから、ココリスの会さんに限定して言えば、まだ発足してから間もない団体さんということもあり、小さいグループで、お話を聞くと機関紙も今まで 1 回出したかどうかというところでしたので、広報力が乏しいといいますが、知ってもらうための手段やお金がありませんと感じました。それから、こういうことをやりたいのだけれども、どことつながったらいいのかわからないというようなお話もいただいたので、そのようなことについても、やはり何か我々のほうでお役に立てればよいと思いました。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。聞きっ放しに終わらせないということは本当にとても大事なご指摘だと思いました。2 月 15 日のヒアリングに参加された市川委員のお話でした。ありがとうございました。

 このヒアリングの日程順にお話を伺っていく流れでお願いいたします。

 次に、2 月 22 日、障害者スポーツ団体コルジャ仙台へのヒアリングに参加された中村晴美委員、お願いいたします。

中村（晴）委員 お二人の視覚障害の方に仙台市役所に来ていただいて、委員としては私、それから市の職員の方に一緒に入らせていただいてお話を伺いました。本当にざっくばらんな会にしたいなと思い、お相手の方々が目が見えないということでしたので、まず「私、この声でいくつぐらいに感じますか」と伺いました。そうしたら「30 歳ぐらいですか」と言われてとてもうれしかったりして、そこから和みのスタートでした。

 お二人ともこのコルジャ仙台というブラインドサッカーのチームに所属していて、私は全く知りませんでした、ブラインドサッカーは視覚障害の方だけではなく、アイマスクをすることでどなたでもゲームに参加できるということでした。お 1 人の方は生まれつきの視覚障害の方、もうお 1 人は途中で視覚障害になられた方でした。お二人とも 30 歳前後の方で、大変前向きな楽しいヒアリングをさせてい

いただきました。

いろいろなお話をさせていただいたのですが、結婚などに関してはお年頃ということがよくわかったので、率直に「結婚などは考えていらっしゃいますか」と聞いたら、生まれつきの障害の方からは、マイナスイメージはなく、結婚したいと思っていますと、お付き合いしたこともありますと、でも長くは続きませんでしたなどといろいろとお話をしてくださいました。もう 1 人の中途障害の方は、視覚障害になってからも、職場の配慮などもあり視覚障害になる前と同じところで事務系の仕事をしているという話しなどを聞きました。お二人とも大変明るい方で、「わはは、おほほ」と笑いながらのヒアリングをさせていただきました。

お二人にどんなことに困っていますかとお聞きしましたら、あまり社会に対しては困っていないと、むしろ家庭の中にあるんですというお話がありました。中途障害の方からは、親が今までのように「ほら、そこにあるでしょう。あそこに置いたでしょう」などと、一番家族が「あれ」「それ」「これ」といった説明の仕方をするんですというお話しや、決まったところに決まったものがないと生活が非常に不便なのですが、良かれと思って家族の方が衣類を畳んで別のところに置いてしまったりすることがあり困るといったお話しなど、お家の中のいろいろな様子などについてもお話しいただきました。障害のある方とお話ししているというよりも、お友達感覚でヒアリングをさせていただきましたが、大変学ぶことも多かったヒアリングでした。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。ただいまブラインドサッカーの団体、コルジャ仙台ということで中村晴美委員からお話しいただきました。

続きまして、2月23日、バドミントンをされている障害者スポーツ団体へのヒアリングに坂井委員と白江委員が参加していただきましたので、まずは坂井委員からお話を伺いたいと思います。お願いします。

坂 井 委 員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。私はホデナズ仙台に伺わせていただきました。一番印象に残った部分というのは、やはり明るさです。笑いが結構あったりして、前向きな方が多いなという印象でした。

それから、私が今回ヒアリングを行った方々は、車椅子の方や手が不自由であったりという方が多かったのですが、やはり障害を持った時期がそれぞればらばらで、中途的な年齢でなられた方もいれば幼少期からなっている方もいました。中途の方で 1 人の方は、車椅子に乗るようになってからそんなに年数がたっていないとおっしゃっていました。その方は車いすに乗るようになってまだ 1 年半ぐらいと言っていましたので、操作に慣れるのがやはり大変だというお話もありました。そのような中でもスポーツをやっていらっしゃるの、非常に前向きな方々が多いなというのが印象です。

あとは、やはり仕事もされている方ももちろんいるのですが、時間を使ってでも

スポーツをやりたいという向上心というか、そういった部分を非常に感じたヒアリングでした。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。
 では、白江委員、お願いいたします。

白 江 委 員 事務局からの報告と今の坂井委員からのお話で既に尽きているかとは思いますが、お話しさせていただきます。障害の有無に関わらずメンバーの方々が対等に戦っていて、しかも障害を持った方もかなり強いということで、このような形の進め方というのは今少しずつ基本法以降進んできているところがあるかと思いますが、報告に全国的にも珍しいとあるように、それを先取りするような形で仙台でこのようなチームがあったんだということで、少し驚きを感じたのがまず事実です。
 それから、ヒアリングの時には7人の方がいらっしゃいまして、今の坂井委員からのお話にもあったように、それぞれ障害を負った時期や経緯が違うわけなんですけど、バドミントンを始めたきっかけや始めてからの変化についてもそれぞれ違うということでした。ただ、共通していると思ったことは、それぞれ仕事を持っておられるということと、それから、障害福祉サービスをほとんど利用されずにきているということ、それから、差別を感じたこともほとんどないということで、やはりそれぞれにいろいろな経緯があつてのことではあるのですが、サッカーにしてもバドミントンにしても、やはりスポーツというのは1つの大きな社会参加ということだけではなく、ある意味で障害ということを超えていく取り組みとしては、1つの非常に大きな要素なんだなということ、そのような視点で少し感じたところがありました。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。
 続きまして、2月24日に、発達に不安や心配のある未就学児のお母さんたちのお話を、なのはな会で伺いました。佐々木委員と私が行ってまいりましたので、まず佐々木委員、最初をお願いします。

佐々木委員 脳外傷友の会七夕の佐々木です。
 発達に不安や心配のあるというように表現していただいたとおり、現時点で発達障害などといった診断が下りていないお子さんのお母様方でしたので、その点についての配慮ということと、私のほうからは場づくりということで最初に事務局からお伺いしていたので、あまり障害などといった言葉は使わずに、まずは皆さんの普段の生活をお聞きできればということで参加してまいりました。最初に自己紹介ということで、その際に最近あったうれしかったことを言っていただいでから始まったのですが、やはりなのはな会さんでとても手厚いサポートを受けていることも事実なので、「ああ、すごいな」と、皆さん本当に不安や心配があまりないんだなとい

う印象を最初は受けました。しかし、私自身の子育て経験の話などと並行しつつ、お買い物のときはどうしていらっしゃるんですかといった質問や、外食は、公共交通に乗られるときはというように、少しお母さん目線の視点から質問をさせていただきまして、どうもその中で見えてきたこととして、もう既に仕方ないんだというように思っているんだなど。

地下鉄にせつかく東西線もできたのですが、ほとんどのお母様方は地下鉄にも乗っておらず、自分で車を運転して送迎や通院をしていますというお話しや、報告の中にもあるのですが、バスはもう本当に怖くて遠慮をしていらっしゃるというお話しがありました。また、たとえ障害をお持ちのお子さんがいらっしゃったとしても、本当に誰もがともに当たり前の生活をするのであれば、ファミリーレストランで外食をするなどといったこともあるかと思いますが、そういったことももう既に控えていらっしゃる。最初からやっていないから困らないんだなというか、もう先駆けてやるつもりはないというか、やると迷惑がかかるからという想定のもと、もうそういうことはしないので、困った話などが出てこないんだなということがすごくわかりました。

ですから、条例をつくる時もそうだったのですが、言ってはいけないんじゃないかという遠慮ではなく、その先のやはり「ああ、言ってもいいんだな」という環境をつくるということ。声が上がらないということは決していいことではないんだなということをつくづく今回のヒアリングで感じました。

そのため、やはりこういったヒアリングはとてもよかったなと思っていて、特になかなか今まで話題に上がらないような病気や障害をお持ちの皆さんに、少人数だとしても声をお聞きできたのはすごく私にとっても勉強になりました。そしてまた、後半のほうではせつかくお母さん方が大分言ってくださったので、市川委員がおっしゃってくださったように、その拾った声をやはりフィードバックしていくことが大事だなと感じました。以上です。

会 長 ありがとうございます。

私もそのときヒアリングに行かせていただきました。佐々木委員、それから事務局の説明のとおりです、お母さんたちが本当にこの2つの通園施設を利用できてよかった、そのことによって買い物の時間や自分の家事の時間が生まれたということをおっしゃっていました。

ただ、これからの子どもさんたちのいわゆる相談支援についてはどうですかという質問をさせていただいたのですが、相談支援ということがピンと来なくて、そのような事業所があることをまだ知らないという状況でもありました。今はそれぞれなのはな会の施設の職員さんが相談相手ではございますが、これから成長していく中で、様々な支援のシステムがあるということを勉強していきましょうということで、施設の職員さんからも口添えをしていただきました。そのようなことから、先ほど佐々木委員もおっしゃっていましたが、本当にヒアリングをさせていただいて

私たちもいろいろなことを知ることができましたし、また、逆にお母さんたちにとっても、言い方は変ですが、障害者福祉の仕組みがあるんだと、その存在に気づいていただいたということで大きいことではないかと思いました。そのようなことで、やはりこのヒアリングというのは大事だと思った次第です。

ということで、次に、同じく 2 月 24 日、スピーカーズビューロー、精神障害当事者の方々へのヒアリングに参加された黒瀧委員と中村祥子委員にお願いします。ではまず黒瀧委員からお願いします。

黒瀧委員

精神障害者家族会みどり会の黒瀧と申します。

スピーカーズビューローの方々へのヒアリングは、統合失調症やパニック障害など、病名が皆それぞれ異なる 6 名の方にご参加いただきました。

それで、私も当事者の親の一人、家族の一人ですが、私たちが一番強く感じていることは、当事者と同じ意見なのですが、いつでもあそこに行けば誰かに会えるという場づくりを私たちはすごく望んでいます。二十歳前後での途中からの発症のため、親、家族が隠すというような、とてもまだまだ開けない状態の家族が多くいらっしゃいます。その中の当事者ということで、行政に頼るということを私たちはやってしまうのですが、私たち家族が少しずつでもお金を出し合い、あそこに 1 軒でもいいから場づくりができればと提案すると、家族の方はみんな精神障害者の家族がいるということを隠すのです。

そのようなことで、全然発展性がないのですが、当事者の方からの一番の声は、自由に束縛をされず、あそこに行けば誰かに会えるというような、ひきこもりの方などを少しでも減少させるきっかけになるようなところが欲しいというのがみんなの声なのです。しかし、何十年たっても実現されないのが現状です。

もう 1 つあります。一番最初に自己紹介をしたのですが、その際に躁鬱の男性の方が、担当の職員の方に「僕、今何を考えているか、わかりますか」と言ったんです。それは今すぐにも死にたいと。去年自分は自殺を図ったけれども、いつでも死にたいということでした。そのような言葉が意外と最近では聞こえるのです。

私たちも少し電話相談で受けることがあるのですが、宮城県だけに限らず県外でも、主に鬱の方から、何でもいから死にたいんだというような言葉がすごく聞こえてきます。去年まではあまりそのような声が聞こえなかったのですが、私たち家族会のほうにそういった声が最近はずっと聞こえてきます。一番最初に担当者の方に死にたいとおっしゃっているのを聞いたとき、「ああ、ここにもいたんだ」と感じました。

それから、いつでもあそこに行けば誰かに会えるという場が欲しいというのが、その時いらした 6 人の方の本当に声だったように感じます。それが強く印象的なことでした。

まだまだいろいろなお話があるのですが、時間もあるので以上とし、中村祥子委員に引き継ぎます。

会 長 では、中村祥子委員、お願いいたします。

中村（祥） 委員 やはり、黒瀧委員がおっしゃられたように死にたいと思っていると言われたときに、どのようにお答えしたらいいのかということで少し言葉が詰まってしまいました。ただ、自分たちの活動を発信していきたいという仲間意識と、とても心地よい空間の中で、活動を生きがいにしているとおっしゃられていて、やはり理解される仲間の中での活動が生きる力になっているんだなと強く感じました。

それから、行政のサービスなど、こんなことがあったらいいと思うようなことはありませんかという質問に対し、それぞれの方がいろいろなことを言ってくださいました。そこで言ってくださった内容はこの資料に整理されていますが、なかなか共感してもらえる市の窓口がないというお話や、相談支援事業所もやはり自分たちのことを心からはわかってくれなくて、当たり外れというものがあるということをお話してくださいました。その中で、お一人の方が「みんなの意見を聞いていると、まだ行政に期待していたの」とおっしゃったのです。そのような意見を言うということは、まだみんなは行政に期待感を持っているのかとおっしゃっていて、それが結構きつかったです。私たちもモニタリングに行かせてもらったりと職員の方たちと一緒させていただいて、それはやはりこれから良くしようと思っただけだったので、これはきついなと思いました。しかし、その考えに至るまでには何回も何回も挑戦され、それでも期待に応えられなかったような背景があったんだなというように思い、また会いに行かなければならないという心残りだけを残し、何も言わずに帰ってきてしまいました。

会 長 ありがとうございます。

それでは、続きまして在宅の重度障害のある方のヒアリングに行かれた中村晴美委員と目黒委員にお願いします。では、目黒委員からお願いいたします。

目黒委員 自閉症協会の目黒と申します。

私は初めてALSの患者さんにお会いしました。生活が大変なんだろうと、いろいろな文章やテレビなどから得た大変さのイメージを持ってお会いしたのですが、全然違うというか、私が大変という言葉を使うときに言う大変というのは、半分我慢したんだよというような気持ちがあり、もう半分は我慢できないんだよというような意味で使っているのですが、ALSの患者さんは我慢してはいけない大変さというか、これは何か種類が違うなと思っただけでショックを受けました。

その生活の様子を見ていたら、もうパソコンのキーボードを打てないので、「いいえ」と言うときには、あいうえお表のあかさたなのところの「あ」の段のところの口の中のスイッチをきゅっと噛み、そこから「あ、い、う、え、お」と奥さんが言い、その段の中で言いたい言葉をまた探すのです。これをずっとやってコミュニ

ケーションをとるのかと思ったら、本当にもう何かくらくらするというか、本当に大変なんだということがわかりました。

また、画面にむきむきの体の人が出ていたので、「これはどなたですか」と聞いたら、ご本人でした。病気になる前にボディビルをやっていた頃の自分の体なんです。「はあー」と思って、何か無念なんだなと思って。

でも、すごいポジティブなんです。何で支部長をやっていたらしゃるんですかと関係ないことを聞いたのですが、自分のお父さんが同じ病気で、お母さんがすごく苦労しているのを見ていたから、これではいけないと思ったんだというようなことを言うてくんだり、「ああ、なるほどな」と思いました。

外に行くのも文章を打つのも大変だけれども、でも発信したいと思っているんだなと感じました。しかし、それを文章として出すときに、ポジティブに楽しいところもあるんだということを前面に出すと、病気になったばかりの方々がその大変さをわかってくれず、その方々の考えが、どうしてうまくいかないんだ、どうして支援してもらえないんだというような不満へつながることがあるということを知り、「ああ、難しい」と思い、本当にびっくりしました。

だけれども、仙台市の人たちが聞きに来てくれたということをしごく喜んでくださってよかったなと思ったのと、すこいうれしがってくれた様子を見てこちらもうれしいと感じました。以上です。

会 長 ありがとうございます。
 では、中村晴美委員、お願いします。

中村（晴） 今、目黒委員が言ってくくださった感想について、私も全く同感です。少しだけ加
委 員 えますと、たしか 43 歳とおっしゃっていました。それで、大学時代のボディビル
 のものだと思いますが、プロレスの胴に巻くすごく重そうな金のベルトがたくさん
 画面に映っており、大学時代はそんなだったんだなと。それから、6 年前に発病し、
 そのときは手足が動かなくなっておっしゃっていました。病気の進行性の速さに私
 は大変ショックを受けたのですが、手足が動かなくなったというそのときから、そ
 の次は瞬きで意思疎通のためのキーボードを操作するようになり、そして発病から
 6 年たっている今は、先ほど目黒委員がおっしゃったように、奥様が「行くよ。あ、
 か、さ、た、な」という感じで、例えばご本人が言いたいことが「ありがとう」だ
 ったら、「あ、か。あね。じゃあ、次行くよ。あ、い、う、どこ」というように、
 ご本人が口にくわえている 1 センチぐらいの直径のホースを 1 ミリぐらい噛んで、
 それで自分の言いたいことを言う。6 年間でこのように病気が進行してしまうと
 いうことと、それから先ほど目黒委員もおっしゃったように、奥様の献身的なサポ
 ート、それが本当に何とも言えない感動という不適切な表現かもしれませんが、
 本当に大変なことをされているんだと感じました。

 お子さんが 1 人、8 歳の男の子がいらっしゃるそうで、お子さんとのコミュニケ

ーションはどうしているんですかと聞いたら、「それはほとんどないです」とおっしゃっていました。良くも悪くもないんですと奥様はあっさりとおっしゃっていました。

3階建てのご自宅で1階から2階にはエレベーターがあり、ご本人はベッドがある2階が居室生活の場となっているのですが、3階にはテラスがあって、1,000万円ぐらいかかるので2階から3階へのエレベーターをつくれなとおっしゃっていました。体力のある男性のヘルパーさんに3階まで抱いて連れて行っていただいて、車椅子に乗ってもう本当に気持ちよさそうにしている時の写真を拝見しました。ALSの患者さんについてさまざまなイメージがありましたが、実際に生活の場に伺わせていただくと、これからもっともっと進行して最終的にはいろいろな全ての機能を失うということをご自分も自覚しながら、そして奥様もそれを感じながらも、こうやって前向きに生きていらっしゃるということに本当に勇気をもらいました。

最後も、先ほど目黒委員がおっしゃったように、「何か言いたい。じゃあ、行くよ。あ、か、さ」と。結局は「ありがとう」と言ってくださったわけです。「じゃあ、ありがとうね」と。そうしたら、もう表情も全く出せないのですが、何かこちら胸が熱くなって、そんな気持ちで帰ってまいりました。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局に確認です。新たに難病指定された当事者の方へのヒアリングに行かれたのは、すみません、どなたでしたでしょうか。

事 務 局 鈴木清隆委員と鈴木直子委員なので、今日はいらっしゃらないです。

会 長 わかりました。すみません。

ということで、お二人は今日いらっしゃらないですが、ヒアリングに行かれた皆さんからのお話を伺いました。そのお話を踏まえて、やはりこのヒアリングは、私たちが伺ってお話をいただいただけでなく、話された方々にとってもやはり大事な何かと感ずます。特になのはな会では、7人位の方々が、このようなヒアリングを通じて本当にお互いに学ぶことがあったということをおっしゃっていて、印象的でした。このヒアリングは大切だなという確認をさせていただきました。

それでは、黒瀧委員から手が上がりましたので、お願いします。

黒 瀧 委 員

1つ言い忘れたのですが、万が一の防災について、5年前の震災のときのことを踏まえてのことです。当時、皆さんはラジオを聞いてください、ラジオで何でも発信しますということだったのですが、パニック障害の患者さんからの言葉で、パニック障害の方はラジオや声がすごく大変で、声は要らないんだそうです。字幕を流してくださいということで、テロップでいいからとにかく字を流してくださいと言

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 10 回）

われました。私たちの場合は、強く耳から入るということでラジオを重視していたのですが、それが一番だめだと、それを考えてくださいと言われました。どうぞよろしくをお願いします。以上です。

会 長 黒瀧委員，ありがとうございました。

それでは，この次第の（４）の②平成 27 年度における障害者団体等へのヒアリング調査に係る報告についてと，③仙台市障害者保健福祉計画に係る平成 27 年度の分析及び評価について，今，事務局からの報告とご参加いただいた方々からのコメントをいただきましたが，委員の皆様から確認やご質問，ご意見等ございましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

では，市川委員，お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。分析と評価のところ，最後にまとめの文章といますか，分析と評価というところがあり，その書きぶりについて，大体が「何々をしていく必要がある」ですとか「推進していかなければいけない」というような文章になっているのですが，これは 26 年度の事業を 27 年度に分析していて，そのようなことが例えば 28 年度にはどのようにつながっているのか，それがあまり見えないので，このような分析をして評価をしたのであれば，その結果，28 年度にはこのように生かされていますとか，政策に反映されていますなどというように，何かもう 1 つ進んだ分析というか，説明があれば非常にありがたいなと思えました。これからの計画を進める上で参考になるのではないかと思いました。

会 長 ありがとうございます。ただいまのご意見について事務局，何かありますでしょうか。

事務局 (高橋課長) 確認ですが，先ほどのご意見はこの資料自体にそのようなものを盛り込むべきかどうかというお話ですか。

市川委員 そうではなく，28 年度を進めるに当たってどのように反映されているかということですか。

事務局 (村上部長) 事務局の村上です。貴重なご意見ありがとうございます。

本来であればこのモニタリングはもっと早い時期にご報告申し上げて，翌年度の予算にどのように反映していくのかという位置づけで，28 年度の予算要求といたしますか，どのようなことをやるかということを決めるような段階でできていればよかったですと反省しております。

今日の時点では，28 年度の新たな施策や，こういったことを予定しておりますというお話しをできる状況ではないのですが，新年度に入りましたら，28 年度の

事業概要といますか、どのようなことに取り組むのかということについてご報告等させていただきたいと思いますので、この次まで少しお時間をいただければと思います。

会 長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。
ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。中村祥子委員、お願いします。

中村（祥） 委 員 今後、合理的配慮を行うということになりますが、その際に例えば仙台市の場合ですと行政項目になるわけで、職員の共感というのは心の問題ですので必ずしもその人に添った共感ができるわけではないのですが、サービスの種類や、ヒアリングの仕方としてこうしなければならないなどと、何かしら技術的なことを最初に学んでいくための勉強会というのは、改めて予算をとらなくてもできるような気がするのです。

先ほども障害者の差別のことに対して、課長以上の方や新入職員の方が勉強されるとおっしゃっていましたが、それとこのモニタリングで浮き上がってきた問題というのは、すごく関連する部分があると思うのです。ですから、特別にこのモニタリングに対しこういうことを具体的にするなどということではなく、これをどのように次の予算の中での施策に盛り込んでいくのかということ、できれば早目に検討していただくと有効かと思しますので、よろしくをお願いします。

会 長 大事なご意見ありがとうございました。
また、このヒアリングで様々なご意見をいただいたことについて、障害理解や配慮にとって大事な材料がたくさんあるということも、お話しいただいたように思います。ありがとうございました。

また、部長からも先ほどお話しいただきましたが、どのように反映していくのかということについては、今回はその資料までは提出する時間がなかったということで、次回よろしくお話ししたいと思います。ありがとうございます。

中村祥子委員、よろしいでしょうか。

（了 承）

はい、ありがとうございます。

そのほか委員の皆さん、いかがでしょうか。佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 みやぎ脳外傷友の会七夕の佐々木です。分析及び評価の 14 ページ、基本方針 4 「就労や社会参加による生きがづくり」の（4）「障害者自身による主体的な社会的活動支援」の「ピアカウンセリングの集いの場参加者数」についてですが、残念ながら 24 年度から人数が減っているのが少し気になりました。

それから、私の勉強不足ではあるのですが、ピアカウンセリングの集いの場は、精神疾患、精神障害の方が対象なのではないかということを確認したいです。

それから、ほかの障害でもこのような活動をする予定があるのかをお聞きしたい
と思います。

会 長 佐々木委員，ありがとうございます。
それでは事務局，お願いいたします。

事 務 局 障害者支援課の小野でございます。ご意見ありがとうございます。
(小野 課長) ここでいうピアカウンセリングというのは基本的には精神障害の方ということ
です。

また、参加人数については、先ほどのスピーカーズビューローのところの件数で
も少し波がございますが、やはりその年度によって状況が違うので、一律に右肩上
がりに上がるというような形ではないのではないかと思います。

なお、障害者支援課のほうでは新たに今年の3月から、精神障害のある方お二人
を直接雇用をさせていただき、そういったピアカウンセリングであったり、あるい
は入院されている方が施設から地域へ移行する場合の当事者の支援というところ
での取り組みを進めています。

それから、精神障害以外での取り組みというお話については、それぞれの相談員
の方などによりなされているところもあるかと思いますが、それを取り立ててとい
うことで今予定しているものはございませんので、今後そのようなことも考えてい
きたいと思います。ありがとうございました。

会 長 佐々木委員，お願いします。
佐々木委員 ありがとうございます。

私は高次脳機能障害の家族のピアカウンセラーということで、ピアカウンセリン
グの場づくりということにずっと取り組んできているのですが、やはり、同じ立場
だからこそ、助言やアドバイスを受けて逆に傷つくということもあります。このよ
うな言い方をすると語弊があるかと思うのですが、例えば、支援者から投げかけら
れた言葉に傷つくのとは違い、同じ立場だからこそ、後がないのです。ピアカウ
ンセラーやピアカウンセリングの場では、支援者だからわからないよねで済まされ
ず、そこで傷つけられてしまうと、同じ立場だからわかっているのに、それを言わ
れてしまうととても傷つくというように、その後のフォローのしようがないとい
うことがあります。ピアカウンセリングの場づくりの中でとても難しいところだと私
自身が感じていて、ピアカウンセリングの場づくりというのはすごく慎重に行わな
ければならないものだとも思っています。もしよろしければ、私だったり、臨時委
員だった千葉委員のように取り組んでいるピアカウンセラーなどがその場に参加
させていただくなど、何らかの形でそのピアカウンセリングの場を有効なものに
するという意味合いで、もう少しここにいろいろな人が入ることも必要なのでは
ないかと思います。そうでなければ、そこに魅力がないと、どんどん参加者が減って

いくのだと思うのです。ですので、ぜひその辺についてもご検討いただければと思います。以上です。

会 長 ご意見ありがとうございます。
 黒瀧委員，お願いします。

黒 瀧 委 員 みどり会の黒瀧と申します。精神障害者の場合は，皆さんほかの障害の方と違い，良かれと思って言う言葉が，当事者にしてみればマイナスとなることが多いのです。家族でさえ，良かれと思って言っていることで反対に怒られる。そういう意味で，言葉というものの使い方がすごく難しいのです。そこを重視してやっていただいているピアカウンセリングの方はいると思いますが，良かれという視点だけではだめだということを，すごく強調したいと思います。よろしく願いいたします。

会 長 貴重なご意見，ありがとうございました。
 委員の皆さん，いかがでしょうか。（４）の②と③についてですが，そのほかいかがでしょうか。②が平成 27 年度における障害者団体等へのヒアリング調査に係る報告について，事務局と参加された委員からコメントをいただきました。③仙台市障害者保健福祉計画に係る平成 27 年度の分析及び評価については，何人かの委員の方々からご意見をいただきました。そのほか委員の皆様，何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見等なし）

どうもありがとうございます。それでは，この（４）の②と③についてはここまでとさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

なお，仙台市障害者保健福祉計画に係る平成 27 年度の分析及び評価につきましては，委員の皆様からいただいた意見などを踏まえて，大坂副会長，それから事務局で調整させていただき，最終的な平成 27 年度の分析及び評価として，事務局から委員の皆様へ送付させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（意見等なし）

ありがとうございます。

それでは，（４）の仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリングについての議事は終了いたします。ありがとうございます。

(5) その他

会 長 お手元の次第（５）にその他とございます。皆様からこの（５）その他について何かございますでしょうか。

（な し）

では，事務局から（５）について何かありますでしょうか。特にないということですか。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 10 回）

それでは、本日の議事につきまして、私の進行は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。事務局にマイクをお返しいたします。事務局、よろしくをお願いします。

(5) 閉 会

事務局 (福井主幹) それでは、最後に事務的なご連絡を申し上げます。本日の議事につきまして、追加のご意見等ございましたら、年度末のお忙しいところ恐縮ですが、3月24日の木曜日までに、ファクスやメールで事務局宛てにいただければと思います。いただきましたご意見等を踏まえ、修正点等があれば、先ほど会長がおっしゃられたとおり、会長、副会長と事務局で調整させていただき、確定したものを委員の皆様へ送付させていただければと思います。

また、本日の議事録につきましては事務局で案を作成し、委員の皆様へお送りさせていただきます。加除修正をしていただき、ご返送いただければと思います。

それでは、以上をもちまして平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会第 10 回を終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間にわたりましてのご審議、どうもありがとうございました。

署名人

高羽秀幸 